

令和4年8月発生の大雨に関する情報

今月発生した大雨により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
市では、被害を受けた方の復旧を各種制度で支援します。支援の対象となる方や、申請手続きなどの詳しい内容は、それぞれの担当までお問い合わせください。
このほかにも、災害支援制度を検討していますので、随時お知らせします。

ごみ・流木などの処理

①可燃物・不燃物を中間処理施設（環境衛生センター焼却場・破碎処理場）に直接搬入する場合

◆受付日時 平日：8時30分～11時30分、13時～16時30分
土曜日：8時30分～11時30分

◆申請方法 「り災（被災）証明書交付申請書（写し）」を環境衛生センターに事前に提出することにより、処分料が減免されます。

②泥や土砂、流木を不燃物投棄場（尾去沢）に搬入する場合

◆受付日時 8月20日^田、27日^田：9時～17時
8月24日^凶、31日^凶：9時～12時

◆申請方法 「り災（被災）証明書交付申請書（写し）」および搬入する車両の車検証（写し）を市役所 生活環境課 環境推進班に事前に提出することにより、処分料が減免されます。

※乾電池やバッテリーは、取り外して搬入ください。

※家電・パソコンリサイクル品や農業用資材など、処理業者に依頼しなければならないものは除きます。

☎ 生活環境課 環境推進班 ☎ 30-0224

災害見舞金の支給

住家（自己所有・借家）の全壊、半壊、床上浸水被害を受けた方に、見舞金を支給します。詳しくは、福祉総務課 総務企画班または総務課 危機管理室へお問い合わせください。

☎ 福祉総務課 総務企画班 ☎ 30-0233、総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

奨学金返還者への支援

鹿角市奨学会（旧財団を含む）の奨学金を返還中で、大雨の被害を受けた方について、返還期間延長の申請を受け付けます。

☎ 教育委員会 総務学事課 総務班 ☎ 30-0290

通行止め情報（8月16日現在）

市内全域で道路の路肩や法面が崩れやすくなっています。通行の際はご注意ください。

◆国道・県道

●国道454号：滝ノ沢キャンプ場～青森県側 全面通行止

●県道十二所花輪大湯線：尾去沢圓通寺付近～大館市別所 通行止 ※ただし中新田地区住民は通行可

◆市道

尾去沢地区

●土深井尾去沢線：史跡尾去沢鉾山付近

●土深井尾去沢線：県道十二所花輪大湯線～十和田末広間

花輪地区

●新川線：旧花輪北小学校付近

●新川万谷野線：(株)田口産業産業廃棄物中間処理施設付近

●神田高屋線：高屋集落～西山農免道路

●高屋開拓1号線：高屋集落～西山農免道路

●寺坂堤防1号線：寺坂集落入口～県道十二所花輪大湯線

●男平開拓1号線：西山農免道路～男平養豚団地

●松軒沢線：曲沢集落～十和田末広間

十和田地区

●長野大湯線：丑道下橋付近

●砂派宮野平線：砂派バス停付近～新田入口バス停付近

◆農道

●西山農免道路：花軒田入口～男平入口

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299、都市整備課 計画管理班 ☎ 30-0261、農地林務課 農地整備班 ☎ 30-0246

最新の復旧情報は、メール配信サービスなどで随時お知らせします。

宅地の復旧支援

◇助成対象となる工事

- 宅地内に流入した土砂、倒木などを除去するための工事
- 宅地の崩壊などが発生し、そのまま放置すれば住家の倒壊や損壊などの二次被害の危険性が予測される箇所において緊急に実施する工事

※この制度で宅地とは、現に居住のために使用している建物（居住を目的としない小屋、事業所等は除きます。）が立地する土地のことです。

◇助成金額 10万円以上の対象となる防災対策工事費の2/3（上限30万円）

◇申請期限 9月9日迄

※すでに市で現地確認した場合であっても、補助申請書類（現況写真・見積書など）の提出が必要です。

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

農地・農業用施設の復旧支援

◇助成対象となる工事 ※原形復旧を原則とします。

- 農地（田・畑）や水路などの堆積土砂の除去
- 農地（田・畑）の復旧、農道・水路などの復旧

◇助成対象となる費用

- 重機借上料（オペレーター代含む）
- 資材費（土のうなど）
- 作業委託費など

◇助成金額

10万円以上40万円未満の工事に限り、工事費の1/2（千円未満切り捨て）。

※工事費の合計が40万円以上のときは、国の災害復旧事業が適用される場合がありますので、ご相談ください。

◇申請期限 9月30日迄

※すでに市で現地確認した場合であっても、補助申請書類（現況写真・見積書など）の提出が必要です。

☎ 農地林務課 農地整備班 ☎ 30-0246

固定資産税の減免

大雨により甚大な被害を受けた納税者を対象に、納期限が到来していない固定資産税を減免します。

◇対象 ①家 屋：床上浸水以上の被害により修理などが必要な場合。

②土 地：がけ崩れや地すべり、土砂・岩石の流入などにより損害を受け利用価値を減じた面積が、当該土地の面積の20%以上の場合。

③償却資産：主要構造部分が損傷し、修理または取り替えを必要とする償却資産が、当該償却資産の価格の20%以上の場合。

◇内容 第3期および第4期分について、損害の状況に応じて減免します。

◇申請期限 9月30日迄までに「固定資産税減免申請書」を市役所 税務課、各支所に提出してください。

☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0214

水害時の衛生対策

床上・床下浸水の後は、食中毒や感染症が発生しやすくなります。市で消毒作業を実施していますので、お早めに申し込みください。

☎ すこやか子育て課 健康づくり班 ☎ 30-0119

し尿汲み取りの支援

浸水により、8月中にし尿汲み取りをした方は、9月30日迄までに領収書または口座振替済みがわかる通帳・振込先通帳・印かんを持参し、お手続きください。

☎ 生活環境課 環境推進班 ☎ 30-0224

り災証明・被災証明の交付

損害保険の受け取りや融資の申し込み、災害ごみの処分減免の際に、り災・被災内容の証明が必要な方に対し証明書を交付しています。

◇発行手数料 無料 ●り災証明：住家の被害程度について証明するもの

●被災証明：住家以外の建物や車輛について証明するもの

※被害を受けたことが分かる写真と、申請者本人の身分証明書を持参してください。

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

家の片づけなどお手伝いします

鹿角市災害ボランティアセンターでは、さまざまな支援活動を行っています。

◇支援内容 家の片づけ、ごみ出し、家の中の泥出し、家具の移動のお手伝い など

◇申込方法 電話でお申し込みください。

◇受付時間 9時～16時

※作業の日時や内容によっては、ご要望にお応えできない場合もあります。

☎ 鹿角市災害ボランティアセンター（鹿角市社会福祉協議会）☎ 23-2165 FAX 23-2850

災害ボランティアを募集します

鹿角市災害ボランティアセンターでは、災害ボランティアを募集しています。お手伝いできる方は、ぜひご連絡ください。

※ボランティア活動保険へ加入しますので、活動開始の前に登録をお願いします。

※派遣の要請状況により、ボランティアセンターから活動依頼の連絡をします。

◇受付時間 9時～16時

◇対象 市内在住の方

☎ 鹿角市災害ボランティアセンター（鹿角市社会福祉協議会）☎ 23-2165 FAX 23-2850